



# 日本スポーツ医学検定試験 特別準会場規定

この規定（以下、本規定）は、一般社団法人日本スポーツ医学検定機構（以下、機構）が主催するスポーツ医学検定試験（以下、検定）の「特別準会場」受検について、その基本的な事項を定める事により検定の公正さを保つことを目的とするものである。

団体責任者及び実施責任者は特別準会場での検定実施にかかる全ての責任を負うこととなる。実施責任者は本規定に従って公正に検定を実施すること。本規定への違反が発覚した場合には当該会場の全受検者を失格とし、以降機構が主催する全ての検定について準会場の認定を取り消すことがある。

## 第1章 特別準会場について

### 1. 特別準会場の定義

本規定における「特別準会場」は学校教育法に定める学校のうち、以下を指すものとする。

- ① 中学校
- ② 高等学校
- ③ 中等教育学校

### 2. 特別準会場の要件

「特別準会場」として機構が認定するには以下の要件を満たしていることとする。

- ① 検定実施に適した会場（教室・部屋）を自ら用意できること。
- ② 団体責任者および実施責任者、その他受検人数に応じた監督者等を用意できるなど検定を公正に運営できる体制が整えられること。
- ③ 団体責任者および実施責任者は成人であること（学生不可）。
- ④ 本規定の順守を誓約できること。
- ⑤ 検定申込時に条件人数以上の志願者を集められること。
- ⑥ その他、機構からの指示や通知を遵守できること。

### 3. 特別準会場の遵守義務

「特別準会場」は以下の事項を遵守する必要がある。

- ① 本規定に従った公正な検定運営の実施。
- ② 検定志願者募集の際には公開会場であるとの誤認を招かないこと。

### 4. 特別準会場認定の取り消し

機構は、「特別準会場」が以下の事項に該当する場合には承認を取り消すことがある。

- ① 特別準会場より承認取り消しの申し出があったとき。
- ② 本規定に違反する行為が認められたとき。
- ③ 検定料の支払いを遅延し、督促にも応じないとき。
- ④ 特別準会場承認申請の際に虚偽の内容があったとき。
- ⑤ 反社会的勢力との関りが判明したとき。

- ⑥ その他、機構が特別準会場の継続に好ましくないと判断し、改善を要求しても応じない。もしくは改善されないとき。

## 5. 個人情報の取り扱い

- ・ 実施責任者は検定に関する個人情報を適正に管理し、特別準会場において漏洩などの問題が生じた場合にはその一切の責任を負う事となる。
- ・ 団体受検において得た個人情報（合格結果、成績など）を利用する（合格者一覧の掲示など）場合はその利用内容について志願者（16歳未満の場合は本人に加え保護者も）の同意を得なくてはならない。

## 第2章 実施について

### 1. 検定日

- ・ 本会場検定が実施される直前2日間の金曜・土曜のいずれか1日、または両日とする。
- ・ 同一級の検定を2日間に分けて実施することはできない。  
複数会場で実施する場合であっても同一級の検定は同一日に実施すること。

### 2. 検定実施時刻

- ・ 開始時刻は独自に設定して良いが、全ての級の試験時間は必ず70分間で行うこと。
- ・ 同一級を複数の時間帯に分けて実施してはならない。併願者がいる場合でも同一級の受検者は開始時刻と終了時刻を合わせる。複数会場で実施する場合も同一級は同一時間に実施しなければならない。

### 3. 受検級

- ・ いかなる場合も同一人物が同一回に同一級を重複して受検はできない。実施責任者は申込時に重複受検者がいないことを確認すること。

### 4. 会場・監督の手配、規定の理解

- ・ 検定実施に必要な会場の手配をすること。
- ・ 受検者30人毎に1名以上の監督者を配置すること。
- ・ 実施責任者以外に監督者が必要な場合はその手配をすること。
- ・ 監督者全員が本規定と『スポーツ医学検定試験運営マニュアル』を熟読し、あらかじめ検定の流れと要点を理解したうえで、公平に検定を実施すること。
- ・ 監督も含め、検定問題の受領から解答用紙の返送まで一連の作業に関わる人物は受検できない。

### 5. 不正行為、迷惑行為の防止

- ・ 受検者が以下のような不正と疑わしき行為をしないよう、厳重に監視すること。
  - ① 検定開始前に問題冊子を開くこと。
  - ② 携帯電話等の電子機器類の使用。
  - ③ 検定中の公式テキストやノートなどの閲覧。
  - ④ 荷物に手を触れる行為。
  - ⑤ 上記以外の不正や、他の受検者への迷惑・妨害と認められる行為。

上記の行為を行ったものには警告を与え、指示に従わない場合や繰り返し行う場合は退場させ失格とする。また、明らかな不正行為の場合は直ちに退場、失格とする。併願の場合は他の受検級も無効とする。

#### 6. 遅刻者への対応

- ・ 検定開始後10分経過以降の入室は不可。
- ・ 遅延証明書等によって遅刻理由が証明できる場合には実施責任者の判断で受検を許可してよい。ただし、終了時刻は他の受検者と同じとする。

#### 7. 検定料

- ・ 申込期限後の欠席者等に対するの申込取り消しや返金はいかなる理由であっても行わない。
- ・ 検定料の支払が確認できない場合、結果通知の発送はしない。

#### 8. 問題冊子と解答用紙の取り扱い

- ・ 問題冊子・解答用紙、その他の送付物は到着後に枚数と内容を確認し、確認後は検定当日まで問題の内容（出題形式も含む）について一切漏洩が無いよう施錠できる場所（もしくはそれに準ずる場所）で保管すること。
- ・ 特別準会場での検定終了後は問題冊子も回収し、本会場検定日の翌日まで上記と同じ条件の場所で保管すること。特に受検者からの発信も含めて問題冊子・内容の漏洩がされないよう徹底すること。
- ・ 解答用紙は本会場の検定日から2日以内に返送すること。また、解答用紙には回収から返送までの間いかなる事情があっても一切手を加えてはならない。
- ・ 機構が用意した伝票を紛失等で使用しない場合、返送に掛かる費用は特別準会場側の負担とする。
- ・ 上記に違反した場合は返送された解答用紙全てを無効と判断する場合がある。  
また、問題の漏洩により本会場運営に支障・損害が出た場合には法的措置を取る可能性もある。

#### 9. 採点結果について

- ・ 受検者の採点結果の告知を希望する場合は検定日より前にあらかじめ機構へ申請すること。
- ・ 合格基準はいかなる理由があっても公開しない。

#### 10. 災害等の緊急時の対応について

- ・ 受検者の安全を最優先とし、避難等の対応を取った後に機構へ報告し指示に従うこと
- ・ 検定実施日に休校や学級閉鎖などの事情により検定実施が困難な場合や開始時刻が遵守できない状況になった時はそれが決定した時点で機構へ報告すること。

#### 11. 本規定の変更

- ・ 機構は本規定を申込者および団体受検責任者へ予告することなく変更することがある。また、変更後の本規約については機構から団体責任者または実施責任者に通知した時点より効力が生じるものとする。